

京都市地域コミュニティ活性化・市民参加推進審議会規則

令和 8 年 3 月 3 1 日規則第 6 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第 8 条の規定に基づき、京都市地域コミュニティ活性化・市民参加推進審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が 2 人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第 3 条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 部会の構成員は、委員及び特別委員のうちから、会長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、当該部会の委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会の委員のうち、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第 5 条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員及び特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。